

氏名 [名][姓]
会社名
住所1行目 [町名・番地]
住所2行目
市町村名
国名／州・郡名
郵便番号

弊社参照番号：
お客様参照番号：

年月日 [日][月][年]

拝啓

Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）の保険および再保険事業全体の Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）への譲渡提案について

この書面は、弊社の記録上、ブリタニヤの現在または過去のメンバーである方、ブリタニヤが現在または過去の（再）保険者である（再）保険の現在もしくは過去の契約者の方、またはかかる方の現在もしくは過去の代理人として指名された方にお送りしております。かかる保険契約の利害関係者が他に存在するとお考えの場合、この書面および同封または添付する文書の写しをかかるとお渡しく下さい。

この書面および同封または添付する文書は、英国 2000 年金融サービス市場法第 7 編規制に基づく保険事業譲渡計画（「**本事業譲渡計画**」）に従い、ブリタニヤが（再）保険者である（再）保険の全契約を含め、ブリタニヤの保険および再保険事業全体をブリタニヤヨーロッパに譲渡する提案についてお知らせするものです。本事業譲渡計画は、イングランド・ウェールズ高等法院（「**裁判所**」）の承認を受ける必要があります。ブリタニヤは、健全性監督機構（「**PRA**」）および金融行為規制機構（「**FCA**」）と緊密に協議しながら作業を進めており、両機構は提案中の事業譲渡について評価中で、それぞれが裁判所に報告書を提出することになります。このプロセスでは、提案中の事業譲渡により生じる可能性の高い影響について意見を述べる独立専門家の任命も義務付けられています。本事業譲渡計画に関する独立専門家として、Grant Thornton UK LLP の Simon Sheaf（サイモン・シーフ）氏（「**独立専門家**」）が任命され、PRA は FCA との協議により同氏の任命を承認しました。シーフ氏の最優先責務は、裁判所に対するものであり、ブリタニヤまたはブリタニヤヨーロッパに対するものではありません。独立専門家は、独自の考察および見解の報告書（「**本譲渡計画報告書**」）を作成しており、それを裁判所が検討することになります。

本状に、本事業譲渡計画の概要および本譲渡計画報告書の要旨を記載した告知書（「保険契約者への告知書」）を同封いたします。また、本事業譲渡計画および本譲渡計画報告書と併せて、ブリタニヤのウェブサイト、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧いただけます。または、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）の Philippa Smith（フィリパ・スミス）への書面で、もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の E メールでご請求いただければ、これらの文書の写しを無償で提供いたします。

本事業譲渡計画の背景

本事業譲渡計画は、2020年1月31日に行われた英国の欧州連合離脱に対応するブリタニヤの計画の一部を構成するものです。本事業譲渡計画およびその目的の説明は、「保険契約者への告知書」の「はじめに」の項に記載されています。

本事業譲渡計画

「保険契約者への告知書」に記載した本事業譲渡計画の条件概要で、本事業譲渡計画による保険契約者への影響をご説明します。

裁判所は、すべての状況において適切であると考えられる場合に限り、本事業譲渡計画を承認することになります。裁判所が承認すれば、提案中の事業譲渡は2021年2月20日に実施予定ですが、概要でご説明する通り、ブリタニヤの事業で日本、香港およびシンガポール支店を通じて運営中の部分については、これらの法域に対応するブリタニヤヨーロッパの支店がこの日付までに設置されない場合、後日譲渡を行う可能性があります。

提案中の事業譲渡を裁判所が承認すれば、現在ブリタニヤが（再）保険者である（再）保険契約移転後の（再）保険者は、ブリタニヤヨーロッパとなります。

それらの（再）保険契約は、ブリタニヤの通常定款および規則への準拠を終了し、代わりにブリタニヤヨーロッパの通常定款および規則に準拠することになります。ブリタニヤヨーロッパの通常定款は、ルクセンブルクの法的要件に従うことを条件として、すべての重要な点でブリタニヤの通常定款を忠実に反映したものです。ブリタニヤヨーロッパはその通常定款に従い、ブリタニヤの現行規則と同一の規則を採用しましたので、移転される（再）保険契約は変更なく存続します。その結果、移転対象保険契約者はブリタニヤヨーロッパとの間でも、事業譲渡前にブリタニヤとの間に存在した同一の権利および利益を得る資格があり、同一の義務を負うことになります。

さらにブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルク保険業監督局 (CAA) の認可および規制を受けていますが、ルクセンブルクは欧州連合加盟国であるため、欧州保険年金監督局が整合してソルベンシーII 規制を実施する規制体制にも従っています。したがって、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパは、同等の規制体制の対象です。

ブリタニヤのメンバーが2021年2月20日に保険契約を更新すると、その日付で自動的にブリタニヤヨーロッパのメンバーになります。ただし、その保険契約に関係するブリタニヤ支店に対応するブリタニヤヨーロッパ支店がその日付で未設置の場合、そのメンバーは、対応する支店の設置およびその支店への上記による事業譲渡の後に、ブリタニヤヨーロッパのメンバーになるものとします。

本事業譲渡計画の完了後、ブリタニヤの全資産および再保険は、ブリタニヤヨーロッパが譲受した請求および債務の充足に利用可能となります。

提案中の事業譲渡後も、譲渡された事業は Tindall Riley がさまざまな組織を通して引き続き管理することになるため、メンバーおよび旧メンバーには、請求の事務管理プロセスおよび有効な請求の決済時に支払われる保険金額の変更は一切ありません。

独立専門家による第一の結論は、「本譲渡計画報告書」に記載され、「保険契約者への告知書」にも要約した通り、本事業譲渡計画による重大な悪影響を受ける保険契約者は存在せず、本事業譲渡計画を実行すべきでない理由はないというものです。

ブリタニヤは、全事業をブリタニヤヨーロッパに譲渡することが保険契約者の最大の利益になると考えます。本事業譲渡計画が完了し、ブリタニヤヨーロッパが（再）保険の単独供給者となった時点で、ブリタニヤホールディングスは不要となり、組織構造から外すことが可能になると想像されます。メンバーには、本事業譲渡計画の完了後に提案いたします。

メンバーおよび保険契約者のご意見

提案中の事業譲渡により、悪影響を受けると考えるすべての方は、2021年1月29日に予定する裁判所聴取会にご参加いただき、ご本人または法定弁護士もしくは事務弁護士の代弁により、異議を表明する権利があります。この聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）で行われる予定です。ご本人または代理人が、裁判所聴取会に出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればお知らせできるよう、可能な限り早急に、できれば聴取会の10営業日前までにお知らせいただくようお願いいたします。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会には出席を希望されない場合、以下に記載する住所宛の書面による通知または以下に記載する専用番号へのお電話で、いずれも可能な限り早急に、できれば2021年1月22日までに、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパにお知らせいただくことにより、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上、裁判所に提出いたします。

詳細情報

提案中の事業譲渡についてさらに詳しくは、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> をご覧ください。または、+44 (0)20 7407 3588 へのお電話もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の E メールで、ブリタニヤチームまでご連絡いただくこともできます。弊社の（再）保険契約による補償対象者全員に、提案中の事業譲渡について確実にお知らせいただくようお願いいたします。

この情報は、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> で引き続きご確認いただくようお願いいたします。譲渡プロセスの進行に従い、裁判所聴取会の日時または会場および結果の詳細を含め、情報の更新を継続いたします。また、2021年1月中に、独立専門家による補足報告書も公表いたします。

この書面にお返事いただく必要はありません。また、本事業譲渡計画に異議のない場合、その他の対応は必要ありません。異議の表明をご希望の方は、BritanniaPartVII@tindallriley.com への E メールまたは Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）への書面で Philippa Smith（フィリパ・スミス）宛に、可能な限り早急に反論の理由をお知らせください。または、+44 (0)20 7407 3588 までお電話ください。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited